研究ユニット形成支援費審査要領

令和2年1月15日 研究推進委員会決定 令和4年10月1日改正

研究ユニット形成支援費の審査にあたっては、公立大学法人滋賀県立大学研究 ユニット形成支援費取扱要綱および本審査要領に従って行うこととする。

(審查会)

- 第1条 研究ユニット形成支援費の申請書の提出があったときは、理事長は研究 ユニット形成支援費審査会(以下「審査会」という。)に審査を付議する。
- 2 審査会は研究推進委員会委員のうち研究・評価担当理事が指名する者で組織 する。
- 3 審査会に委員長を置き、研究・評価担当理事をもって充てる。

(審查方法)

第2条 審査方法は書面審査およびヒアリング審査を実施する。

(書面審査)

- 第3条 審査委員は次の各号に定める評定要素ごとに評価を行う。
 - (1) 研究ユニットに対して合理的なメンバー構成および規模となっているか
 - (2) 研究ユニットの目的が具体的かつ明確に示されているか
 - (3) 学際的研究、分野横断的研究および文理融合研究の研究拠点形成に資する 課題であるか
 - (4) 助成期間終了後、形成された研究ユニットにおいて継続的な研究活動を行うネットワークの構築が期待できるか
 - (5) 計画が具体的であり、かつ実現性の高い内容となっているか
 - (6) 経費は計画と整合性がとれたものとなっているか
 - (7)代表者のこれまでの研究業績等から見て、研究ユニットの中核となるに充分な能力を有していると判断できるか
 - (8) 単に備品や消耗品等の購入、調査研究のための海外渡航旅費支出などに該当していないか
- 2 評価は次の表に掲げる評定点をつける。

評定点	評価基準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

3 各委員の評価結果を取りまとめ、ヒアリング審査を実施する研究ユニットを 決定する。

(ヒアリング審査)

第4条 書面審査により選定された研究ユニットについて、ユニット代表者から

- の説明10分、質疑応答5分を目途にヒアリング審査を実施する。
- 2 ヒアリング審査では審査票に採否を記載する。
- 3 前項の評価結果を踏まえ、採択する研究ユニットおよび配分額を決定する。

(その他)

- 第5条 審査の結果は研究推進委員会に報告するものとする。
- 2 審査委員が参加者に含まれている研究ユニットについては、当該委員は審査の全てからはずれることとする。